

令和2年山辺町農業委員会第7回総会 議事録

1. 開催日時 令和2年7月27日(月) 13時30分～14時25分

2. 開催場所 山辺町役場3階 大会議室

3. 出席委員(8人)

1番	岡崎 政志	2番	鈴木 正志
3番	齋藤 榮	4番	佐藤 るみ子
5番	多田 秀逸	6番	渡邊 秀彦
7番	多田 美幸	8番	江口 順市

4. 欠席委員(0人)

5. 職務により総会に出席した事務局職員の職氏名

事務局長 佐藤 英敏 主事 木村 健太

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議第21号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議第22号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

報告(1) 農地法第3条の3第1項による届出書の受理について

報告(2) 農地法第18条第6項の規定による通知書の確認の報告について

7. 会議の概要

会長 ご苦労様です。只今より山辺町農業委員会第7回総会を開催いたします。初めに事務局長より出席委員の報告をお願いします。

事務局長 はい。本日、出席委員は、8名中8名全員でありますので、山辺町農業委員会会議規則第6条の会議の成立に関しましては、会議開催に必要な定数に達しており、会議が成立することをご報告申し上げます。

それでは、同規則第4条によりまして、議長は会長が務めることになっておりますので、江口会長より議事進行をお願いします。

議長 それでは、議長を務めさせていただきます。初めに、議事録署名委員の指名ですが、私から指名してもよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

議長 それでは、2番鈴木正志委員と3番齋藤榮委員よろしく申し上げます。

これより、議事に入ります。議第21号「農地法3条第1項の規定による許可申請について」事務局より説明をお願いします。

事務局

はい。資料3ページからご説明いたします。

**【議第21号、10番から11番を議案書をもとに朗読】**

以上よろしくご審議お願いします。

議長

ただいま、説明が終わりました。皆さんからご意見ご質問お願いします。

議長

無いようなので決を採ります。

議第21号「農地法3条第1項の規定による許可申請について」賛成委員の挙手を求めます。

(全員賛成)

議長

全員賛成です。よってこの件を許可しますのでよろしくお願いします。

次に、議第22号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」事務局より説明をお願いします。

事務局

はい。資料5ページからご説明いたします。

**【議第22号、4番を議案書をもとに朗読】**

以上よろしくご審議お願いします。

議長

ただいま、説明が終わりました。皆さんからご意見ご質問お願いします。

渡邊委員

自動車整備工場が主であるのか。

事務局

はい。主は電気自動車スタンドであり、他の施設は、電気自動車スタンドに付随するものです。

渡邊委員

自動車整備工場の開発許可は下りるのか。

事務局

自動車整備工場の面積が250㎡以下の申請だと許可が下りるという事で、今回の申請は約249㎡でしたので要件はクリアしています。

議長

その他に何かございますか。

鈴木委員

工事はいつまでなのか。

事務局

工事完了予定は、令和3年3月31日までとなっております。

鈴木委員

道路側の所有者は何人いるのか。

事務局

4名ございます。4名からは同意、覚書を頂いております。

(覚書の内容朗読)

渡邊委員

●●さんの方から排水の件について話をしたとの話だったが、覚書に排水の件は入っていないのか。

事務局

農業委員会から排水の件まで求めていますので、両者でどのような話になっているかだと思います。

渡邊委員

覚書もらってくださいとこちらから言っているわけだが、消毒の件だけでいいのか。

事務局

農振の計画変更の時には消毒の飛散の内容については、覚書を作ってくださいということになっていたのですが、排水までの話にはなっていなかったのこちらでは、なにもなっていない状況です。

渡邊委員

排水はどこに流すのか。北側になるのか。

事務局

生活排水は公共下水、雨水については柵に集まって地下浸透になっております。

岡崎委員

油関係はどうなるのか。

事務局

整備工場内、洗車場から出てくる油については、オイル阻集器に集められて処理されるようです。

議長

他に何かございますか。無いようなので決を採ります。

議第22号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」賛成委員の挙手を求めます。

(賛成7名、反対1名)

議長

賛成7名です。賛成多数よってこの件を可決しますのでよろしくお願ひします。

次に、報告事項に入ります。「農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」事務局より説明をお願いします。

事務局

はい。資料の 7 ページになります。農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について。

**【報告（1）、22 番を議案書をもとに朗読】**

以上で報告を終わります。

議長

これについて何か質問等ございますか。

議長

無いようです。

次に、「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の確認の報告について」事務局より説明をお願いします。

事務局

はい。資料の 8 ページになります。農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の確認の報告について。

**【報告（2）、11 番を議案書をもとに朗読】**

以上で報告を終わります。

議長

これについて何か質問等ございますか。

議長

無いようです。

他に何かありますか。何も無いようですので、以上を持って山辺町農業委員会第 7 回総会を閉会いたします。